明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○非訟事件手続規則（最高裁七）　一
○家事事件手続規則（同八）　七
○非訟事件手続法等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（同九）　一九
〔告　示〕
○聖マリア病院へリポートの施設変更許可申請があった件（国土交通七八五）　二五
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十四年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）公告（人事院）　二六
平成二十四年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告（同）
公聴会
聖マリア病院へリポートの施設変更に関する公聴会（大阪航空局）　二七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
公立学校共済組合決算、東日本高速道路株式会社工事開始、税理士証票無効・登録まつ消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金変更関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二七

最高裁規則

○最高裁判所規則第七号

非訟事件手続規則を次のように定める。

平成二十四年七月十七日

最高裁判所

非訟事件手続規則

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　非訟事件に共通する手続
第一節　管轄（第五条―第七条）
第二節　裁判所職員の除斥、忌避及び回避（第八条―第十一条）
第三節　当事者能力及び手続行為能力（第十二条―第十四条）
第四節　参加（第十五条）
第五節　手続代理人（第十六条）
第六節　手続費用
第一款　手続費用の負担（第十七条）
第二款　手続上の救助（第十八条）
第七節　非訟事件の審理等（第十九条―第三十六条）
第三章　第一審裁判所における非訟事件の手続
第一節　非訟事件の申立て（第三十七条―第四十一条）
第二節　非訟事件の手続の期日（第四十二条・第四十三条）
第三節　事実の調査及び証拠調べ（第四十四条・第四十五条）
第四節　裁判（第四十六条―第四十八条）
第五節　裁判によらない非訟事件の終了（第四十九条・第五十条）
第四章　不服申立て
第一節　終局決定に対する不服申立て
第一款　即時抗告（第五十一条―第六十五条）
第二款　特別抗告（第六十六条）
第三款　許可抗告（第六十七条）
第二節　終局決定以外の裁判に対する不服申立て（第六十八条―第七十条）
第五章　再審（第七十一条・第七十二条）
第六章　雑則（第七十三条）
附則

第一章　総則

（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

第一条　申立書その他の当事者、利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、利害関係参加人又は代理人が記名押印するものとする。

一　当事者及び利害関係参加人の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

二　当事者、利害関係参加人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。次項において同じ。）

三　事件の表示

四　附属書類の表示

五　年月日

六　裁判所の表示